

平成29年4月25日

## 後見監督の報告書の変更について（事務連絡）

仙台家庭裁判所管内の後見監督時における報告様式が変更となりました。（添付の通り）

平成29年4月末で締め切り、5月末までに報告する被後見人の報告から変更してください。

裁判所・書記官による様式変更の主旨は、「報告の簡略化」です。

報告をこの様式に変更することによって、従来添付していた「収支報告書」の提出が不要となります。

様式によると、就任時に提出する「収支予定表」に対して、年間3万円の±（プラス・マイナス）がある場合に記載することとなっています。

これは、「収支予定表」を重要視するということであり、収支報告書で正確な記載があれば問題ないのではなく、就任当初に立てる「収支予定」が重要になるということです。

これまでに提出していた「収支予定表」が正確ではない場合、次回の報告時に「収支予定表」（収支報告書を読みかえればOKか？）を作成しなおして、今後の基準となる「収支予定表」を提出してください。

また、在宅から施設へ入所するとか、施設を変更するなどした場合も「収支予定表」を作成しなおして提出する必要があります。

保佐・補助の報告は、従来通りです。

後見監督時に提出する様式

- 1 後見事務報告書（今回の様式）
- 2 財産目録
- 3 通帳のコピーなどの疎明資料

慣れるまでは大変かと思いますが、よろしくお願いします。

不明な点は、ぱあとなあ事務局 または 内田（090-2367-4190）へご連絡ください。